

市議会だより

# なかし

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、9月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

■ 第108号平成15年12月10日 ■ 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



架け替え工事の進む遠賀橋

## 平成十四年度各会計決算を認定

行財政を見直し、抜本的な改革に関する

調査推進特別委員会を設置

平成十五年第六回中間市議会（九月定例会）は、九月八日に開会され、二十二日間の会期で九月三十日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、決算認定・補正予算および条例改正などあわせて十八件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決しました。

一方、議員提出議案は、行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会の設置および意見書案六件が可決されました。

そのほか、固定資産評価審査委員会委員の選任および人権擁護委員の推薦に同意しました。

9月定例会

### 常任委員会の

### 審査から

各常任委員会では、九月定例会で付託された決算認定・補正予算および条例改正など十六議案について審査しました。審査の内容(要旨)は次のとおりです。



## 平成十四年度 決算認定

### 総務文教委員会

#### 一般会計

六億円の黒字で、単年度収支においても、三千七百万円の黒字となっています。

歳出では、人件費や物件費を中心とした経常的経費および各会計への繰り出し金十五億一千九百万円、基金への積立金二億八百万円が主なものです。

主な事業は、なかまえがおい(愛)ねつと事業を行い本市の各公共施設をパソコンのネットワークで結び双方方向の通信を可能とし、一般家庭からもインターネットを介して情報が得られるようになるなど行政情報

の共有化を図っています。

また、十四年一月に契約課が発足し、本格的に公共工事等の契約の効率化公平化を図りました。

さらに、十月には合併問題対策室が発足し、近隣市町との行政比較を中心とした合併問題検討資料の作成及びパンフレット等を通じて住民への情報提供を行っています。

消防関係では、防災まちづくり事業として、中間四丁目児童公園内および岩瀬地内に防火水槽を設置しました。

教育関係では、年次的に行っていた小中学校の校舎外壁工事が本年度の西小学校の工事で一巡しました。

委員から「児童生徒支援加配教員が配置されたことによる効果」について質疑があり、執行部より「不登校生徒、児童への対応につ

いては、中学校では専任補導があり直接の対応ができるが、小学校は学級担任制なので対応が難しい状況であった。

しかし、加配教員が配置されたことにより、不登校児童等への対応ができるようになりました。また、適用指導教室での学習指導や進路指導にも活用を図っていきたい」との説明がありました。

歳入の主なものは、地方交付税では、普通交付税が五十億三千万円、特別交付税が九億三千九百万円で、対前年度比、四・九%の減額となっています。

また、市税では、前年度に比べ四千七百万円の減収となっています。その主な理由は、個人市民税の減収によるものです。

賛成多数で認定しました。

公共用地先行取得特別会計

公共用地の先行取得は行

われておらず、歳入歳出と

もに〇円となっています。



## 議員提出議案

### 可決したものの

#### 犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書

わが国の犯罪情勢は、過去十年間で約百万件の増加となっており、とりわけ刑法犯の九割を占める窃盗犯の増加が著しい。また、来日外国人による凶悪犯や組織的窃盗事件が増加するとともに、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合は七割を超えるなど、少年非行も深刻化している。政府は治安の回復をめざし、次の諸対策を速やかに実施するよう強く要求する。

- 一、来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取り組みをさらに強化すること。銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。
- 二、警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域へ重点配分するとともに、警察官OB等の活用や交通警察の一部民間化により交番・駐在所の整備充実を期すること。
- 三、警備業者等を活用し、地域パトロール等を強化したり、防犯効果の大きい地域コミュニケーション形成についての 国民の意識啓発を進めること。
- 四、留置場・拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。
- 五、犯罪防止の立場から毅然たる入国管理体制を確立すること。
- 六、青少年の健全育成のための推進とあわせて、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向性を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

## 民生経済委員会

### 一般会計

社会福祉費および児童福祉費の主なもの、人件費、特別会計への繰出金や各種入所措置費等の扶助費です。生活保護費では扶助費が主なもので、被保護世帯数九百二十二世帯、人員数一千四百五十三人で、前年度より二十七世帯、人員で三十人増加しています。

委員から「隣保館内の運動団体の事務所移転について改善されたのか、また、人権センターはいつできるのか」との質疑があり、執行部より「人権センターが建設されるまでに事務所は移転することになっており、また、人権センターの建設については、県と相談しながら検討しています」との説明がありました。

保健衛生費の主なものは、人件費、病院事業会計繰出金、健康診査等の各種検診委託料です。

委員から「法が失効し国の同和对策事業が終了している以上、同和地区保健対策など県費補助の同和事業についても廃止すべきであ

る」との意見がありました。清掃費の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等負担金、JR中間駅前市民トイレ新築工事費です。

農林水産業費の主なものは、農地費の内農村環境整備事業による農道整備工事費等の工事請負費や農業振興費の内集団営農用機械整備事業等補助金などです。

商工費の主なものは、鞍手・宮田工業用水道対策貸付金等および中間商工会議所補助金、筑前中間川まつり補助金などです。

十四年度の消費生活相談件数は、三百三十八件ありました。

賛成多数で認定しました。



### 特別会計国民健康保険事業

歳入決算額四十億二百万円、歳出決算額四十三億六千四百万円で、歳入歳出差引歳入不足額三億六千六百万円となっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税十二億九千六百

万円、国庫支出金十六億六千九百万円、療養給付費交付金六億七千六百万円、繰入金三億七百万円です。

保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が九十一・六％で、収入未済額が一億一千五百万円、滞納繰越分の徴収率が六・二％で、収入未済額が四億七千五百万円、合計で五億九千万円の収入未済額となっています。

歳出の主なものは、保険給付費二十三億六千八百万円、老人保健拠出金十五億八百万円などです。

また、十四年度の加入者数は、市の人口四万八千六百五十八人に対し、一万九千九百七十二人で前年度より六百七十七人の増加となっています。また、全世界数一万九千三百七十一戸に対し、一万三百二十一戸が加入しています。

なお、資格証明書の交付件数は二百五十六件です。

委員から「滞納が多すぎるが徴収体制を整えても払えない人は払えない。医療費の支出を抑えるべきであり、そのためには予防医療の充実が必要と考える」との意見がありました。

賛成多数で認定しました。

### 青年の雇用拡大を求める意見書

今年五月の「国民生活白書」では、フリーターの急増を取り上げ、社会全体にとつての重大問題であり、主要な要因は企業側の側にあるとしています。フリーターの急増は、若者が不利益を受けるだけでなく、若者の職業能力が高まらず経済成長の制約要因になり、社会を不安定化させ、未婚化、晩婚化、少子化を深刻にしているところと見られます。

社会全体の責任で雇用を拡大し、職業訓練をはじめ働きたい青年を励ます支援をすすめ、青年が自らの能力を発揮できるようにするため、次の点を求めます。

- 一 大企業の責任で雇用を増やすこと。そのために政府が積極的な役割を果たすこと。
- 二 高校、大学を卒業しても就職できなかった青年に対する社会的、経済的援助をおこなうこと。
- 三 就職活動のルールを確立すること。

### 安心して暮らせる年金改革を求める意見書

政府は二〇〇四年実施に向けて、年金制度の大改革を計画しています。

国民年金保険料の納付率が二〇〇二年度は六十二・八％にまで落ち込みました。

未納の主な理由は「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」となっているように、これ以上の保険料引き上げは、将来、大量の低額または無年金者を生み出すことになり、

年金改革にあたっては、国民が安心して暮らせる年金改革をするよう強く求める。

- 一 基礎年金の国庫負担割合を、法律にも明記されているとおり二分の一に引き上げること。
- 二 ムダな大型公共事業を削減し、社会保障を政府の政策の中心に据えること。
- 三 大企業のリストラなどを規制し、年金の支え手（加入者）を増やすこと。

**住宅新築資金等特別会計**

歳入決算額三千万円、歳出決算額五億五千四百万円、歳入歳出差引歳入不足額、五億二千三百万円となっております。

貸付け総額は、元金で十四億七千九百万円、償還利子三億一千二百万円で、十四年度末における貸付金元利未償還金は五億六千七百万円となっております。

貸付金の償還率は、現年度分四十・九%、滞納繰越分一・一%で、全体では三・九%となっております。

委員から「利息だけでも減らすよう国へ要求できないのか」との質疑があり、執行部より「市長会を通して、国へ要望している」との説明がありました。

委員から「条例に基づかない行政のずさんな貸し出しである」との意見がありました。

賛成多数で認定しました。

**老人保健特別会計**

歳入決算額六十一億四千七百万円、歳出決算額六十一億七千三百万円で歳入歳出差引、二千六百万円の赤字となっております。

歳入の主なものは、支払

基金交付金四十一億六千五百万円、国庫支出金十二億四千四百万円、県支出金三億一千四百万円、繰入金三億三千八百万円です。

歳出の主なものは、医療諸費六十一億四千八百万円で歳出の九十九・六%を占めており、十三年度に比べると一億六百万円の減少となっております。これは、医療費受給者数は前年度に比べ延べ人数で三千三百三十六人増加したものの、十四年十月の老人保健法改正に伴い、費用負担割合の変更により減少したものです。

市内の七十歳以上の高齢者人口は、八千十四人、その内七千五百十八人が老人医療費受給者で、加入率は九十三・八%で、市の人口四万八千六百五十八人に占める加入者の比率は、十五・五%となっております。

また、一人あたりの医療費給付額は、年間七十九万一千円となっております。

委員から「予防医療、早期発見、早期治療などの政策が医療費を下げ、個人負担を下げる。こういった政策が見られない」との意見がありました。

賛成多数で認定しました。

**人事紹介**

九月定例会で、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の選任および人権擁護委員候補者の推薦に同意しました。

**固定資産評価審査委員会委員**

勝原 次男

**人権擁護委員候補者**

前田 桂子  
衛藤 修身  
千々和 節子  
中島 史夫

**議会人事**

九月定例会で、行財政の全般の見直しと抜本的な改革に関する調査を行うため、特別委員会が設置されました。

**行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会**

委員長 香川 実

副委員長 岩崎 悟

委員 中家 多恵子

委員 植本 種實

委員 山本 貴雅

委員 井上 久雄

委員 下川 俊秀

**携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書**

諸外国では、利用者への「サービス重視」の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ」（番号持ち運び制度）の導入が義務化されている。わが国でもこの「番号ポータビリティ」が実現すれば、利用者が事業者を変更しやすくなるため「事業者間の競争促進」につながり、利用者への利便性の向上や料金の引き下げにつながる可能性が高いとの指摘もある。

よって、次の点の実現できるよう強く要望する。

- 一、契約先の携帯電話会社を変更しても、従来の番号を利用できる「番号ポータビリティ」を導入すること。
- 二、「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合でも、契約変更先の携帯電話番号を通知するサービスを早期導入すること。
- 三、携帯電話の通話料金をさらに引き下げること。

**政府税制調査会の答申に関する意見書**

政府税制調査会がとりまとめた「税制の中期的なあり方を示す」答申は、消費税を「二桁の税率に引き上げる必要」を明記しているほか、個人所得税の給与所得控除、公的年金控除、社会保険料控除等の見直し・縮減や遺族年金給付、失業給付等の非課税給付の見直しに加え、法人税率の引き下げも検討の対象にしている。本答申は、母子家庭や失業者などの社会的弱者の生活を直撃し、また、急激な税制改正は現在の日本経済の回復にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって国においては、今以上の経済・雇用不安が起こることのないよう、歳出の必要な見直しにより財政再建を進めるとともに、税制改正は慎重に検討するよう強く要望する。

介護保険事業特別会計

歳入決算額二十三億八千万円、歳出決算額二十三億七千三百万円で、歳入歳出差引額七百万円となっております。

六十五歳以上の高齢者数は、一万二千四百五十一人、高齢化率二十三・五％で、前年度より四百十三人、高齢化率で、九％の増加となっております。また、七十五歳以上の後期高齢者数は四千九百六十一人で、後期高齢化率十・二％となっております。

要支援・要介護認定の状況は、認定者一千六百七十八人の内、要支援四百五十五人、要介護度一、四百九十一人、要介護度二、三百二十二、要介護度三、百五十三人、要介護度四、百十八人、要介護度五、百三十九人です。

施設入所の状況は、合計三百二人で、その内訳は特別養護老人ホーム百二人、療養型病床群五十人です。

委員から「高齢者人口が増える中、介護を必要とする方々に対して適切なサービス、供給体制、基盤整備を進めてほしい」との要望

や「保険料、利用料の減免制度を設けるべきである」などの意見がありました。賛成多数で認定しました。



病院事業会計

病院事業収益二十三億五千四百万円、主なものは、医療収益の内、入院と外来を合わせた料金収入で二十一億九千万円、医療外収益の内、他会計負担金及び補助金等七千九百万円です。病院事業費用二十三億五千百万円、主なものは、給与十一億一千一百万円、材料費八億三千四百万円などです。

十四年度決算額は特別損失を差し引いた三百萬円の純利益を生じています。

入院延べ患者数は、四万二千五百七十人で、入院診療日数三百六十五日として、一日平均百十六・六人、病床利用率は九十五・六％となっており、前年度と比べると、一千三百五十九人の減少となっております。

外来患者数では、十万七

千七百十五人で前年度より一千百十九人の減少、外来診療日数二百六十九日として一日平均三百九十七人となっております。

委員から「患者数の減少の要因」について質疑があり、執行部より「昨年の医療制度の改正に伴い、今まで重複診療が二十％程度あったものが、自己負担が増えることで、それが抑制された分の減少と考えます」との説明がありました。

資本的収入及び支出では、三千八百万円の不足を生じましたが、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補填されています。

委員から「患者数の減少については、大学の派遣医師によることから医師が交代するため、患者数が減少することも考えられる、市民の健康を守る中核となる病院として、市専属の医師を配置すべきである、また、医薬品の使用については、薬価が半分ですむ後発品を積極的に使用すべきで、そのことが医療費の抑制につながる」などの意見がありました。

賛成多数で認定しました。

「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を求める意見書

十一年に発表された、第十五期青少年問題審議会の答申において「青少年育成基本法」の必要性について言及されているところです。

よって、政府におかれましては、「青少年の健全育成に関する基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

- 一、「家庭の価値」を重視した、青少年の健全育成に関する基本理念・方針を定める。
- 二、家庭の責務、教育現場の責務、地域社会の責務を明確化する。
- 三、有害図書類（雑誌・ビデオ・パソコンソフト・CD・ROM等）の販売、貸し出しは専門店のみで扱う。
- 四、有害図書類、アルコール、たばこ類の自動販売機での販売禁止、広告の制限。
- 五、テレビ番組のランク付けを義務化する、「Vチップ制度」の導入による有害番組の規制システムを作る。
- 六、インターネット、パソコン通信等のわいせつ性及び、暴力性のたかい画像等を規制する。
- 七、青少年を性犯罪から守るため、淫行処罰規定を法律として定め強化する。

市長提出議案

可決したおもなもの

中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

# 建設水道委員会

## 一般会計

総務費の財産管理費では、垣生の旧社会福祉センターの解体工事費や土地開発公社が先行取得していた保有土地を買戻すための公有財産購入費が主なもので、九件の買戻しと、街路事業の代替用地として一件の用地を購入しています。

交通安全対策費では、太賀三号線道路反射鏡設置工事など、市内各所の区画線および防護柵等十件の設置工事が行われています。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、十四年度は三十一基の補助を行っています。

労働費の特定地域開発就労事業費では、団地内道路の老朽化に伴って、七重団地二・九号線道路舗装工事ほか三十一件の道路整備がなされています。

土木費の道路橋りょう費では、御館・通谷線舗装補修工事や中ノ谷七号線道路改良工事など市内既設道路八十三件の工事が行われています。

また、継続事業の筑豊電



東中間深坂線

気鉄道筑豊中間駅と東中間駅を結ぶ東中間深坂線の送水管布設工事が行われ、全面開通は十六年三月の予定です。

河川費では、出原ポンプ場改修工事や市内各所の水路浚渫工事等三十七件の工事が行われています。

都市計画費では、県事業である犬王・古月線、飯屋・大膳橋線街路事業負担金が主なもので、市道の次郎丸・道元線街路事業については、十四年度をもつて全面開通しています。

また、公園費で、中尾地内ポケットパーク築造工事や市内児童遊園の防護柵設置工事等が行われています。

住宅費では、市営住宅の老朽化に伴い屋上防水工事、外壁改修工事など建物の維

持・補修工事が行われ、また、岩瀬南団地では公共下水道への接続に伴い四十九戸分の水洗改造工事や、岩瀬南・中鶴団地三百八十戸分の電気容量変更に伴う改善工事が行われています。

委員から「住宅使用料の収入未済額」について質疑があり、執行部より「十五年度から再任用職員も配置されたことにより、滞納者への徴収体制が強化でき、徐々にではあるが良くなつてきており、今後も努力していきたい」との説明がありました。

一部態度保留があり、賛成多数で認定しました。

**地域下水道事業特別会計**

十四年度は、六百四十三万三千円の黒字となっております。

しかし、今後とも事業の拡大は見込まれないため歳入増の見込みがなく、また、現在の施設は、二十年以上経過し老朽化の進行に伴い、修繕費等の経費増が予想され、十四年度は中鶴・曙処理場および処理区内の管きよ維持修繕工事等十六件の工事が行われています。

全員賛成で認定しました。

## 公共下水道事業特別会計

十四年度決算において、一千七百三十六万一千円の黒字となっております。

主に、中底井野・朝霧・通谷地区の下水道整備を行い、曙幹線管きよ築造工事や中底井野地区内管きよ築造工事等四十件の工事が行なわれ、一万八十mの管を布設し、管きよの整備延長は五万七千八百mに達しており、普及率は二十五・一%となっております。

また、本市と水巻町・遠賀町・鞍手町の一市三町で構成する遠賀川下流域下水道事業では、水巻中間幹線工事で一千二百六十四m、また、中底井野地区に建設している浄化センターでは、電気工事等が行われ、十五年八月より川西地区の一部が供用開始をしています。

なお、川東地区は、蓮花寺中継ポンプ場を経由して北九州市に処理をお願いしています。

全員賛成で認定しました。

## 水道事業会計

十四年度の水道事業会計決算におきまして、収益的収支で七十二万三千円の純利益となっております。

営業収益の主たる収入である給水収益は、給水人口が減少傾向にあるなか、前年度より若干の増収となりました。

その要因として、大口需要者の使用量が増加したことによるものです。

資本的収支では、四億四千四百五十万円の不足を生じましたが、当年度消費税資本的収支調整額および当年度損益勘定留保資金等で補填しています。

水道整備事業では、前年度に引き続き唐戸浄水場施設土木建築工事・電気計装工事や遠賀橋架替工事に伴う導・配水管布設替工事、市道七重四号線などの配水管布設替工事、下水道工事に伴う配水管移設工事が行われています。

全員賛成で認定しました。



唐戸浄水場

# 平成十五年度 補正予算

## 総務文教委員会

### 一般会計

今回の補正予算の総額は、一億八千二百万円、一般会計の総額を百七十一億六千万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金及び県支出金が三千万円増額され、繰越金は一億二千万円の増額、市債は、中間市立保育園増改築事業として四千万円が追加されています。

歳出の主なものは、新しいマイクロボスの購入費として五百四十万円、市庁舎



別館の空調機増設工事費三百五十万円が計上されています。

消防関係では、職員定数が四名増員されたことによる人件費千二百万円の増額および消防ポンプ自動車擬装費負担金千八百万円を減額するものです。

教育関係では、文化振興財団施設管理委託料として千九百万円、小学校費の修繕料として、福岡県の緊急雇用創出事業による補助事業分を含めて七百九十万円、中学校費の修繕料として四百万円を計上しています。全員賛成で可決しました。

## 民生経済委員会

### 一般会計

歳入の主なものは、社会福祉施設整備費負担金四百十万円と社会福祉施設整備費負担金二百万円が増額され、これらは新しく新設される公立保育所の施設整備に関わる国と県の負担金です。

県支出金の内緊急雇用対策として雇用対策費補助金一千七百六十万円が計上されています。

また、諸収入の雑入の内

支援費制度居宅介護市町村負担金五百五十万円が計上され、これは親子ひろばリンクに対する負担金です。

歳出では、民生費の児童福祉総務費六千九百五十万円が増額され、この主なものは、工事請負費として、新設される公立保育所の駐車場整備工事費一千四百三十万円や大型遊具設備工事費七百万円等、さらには、厨房備品、備え付け備品等の備品購入費三千万円となつています。

新規事業として、次世代育成支援対策調査業務委託料二百二十万円が計上され、これは、本年七月に次世代育成支援対策推進法が制定され、わが国における少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために必要な措置を講じるものです。

具体的には、地方公共団体は国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成



のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定することとなっています。

また、一般事業主で常時雇用する労働者数が三百人を超えるものは、同様に国の行動計画策定指針に即して、労働者の仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定することとなっています。このように、行動計画を策定するにあたり、事前のニーズ把握のためのアンケート調査を実施するための費用です。

委員から「保育所を新設しなくても、既存のひまわり保育園を活用すれば十分であり、今こそ、節約するときではないか」との意見や、「障害者生活支援センターぼちぼち、親子ひろばリンクの建物の賃貸料が高すぎるのではないか、また駐

車場も狭いことから、設置場所として適切な場所かどうか疑問である」などの意見がありました。

賛成多数で可決しました。

### 特別会計国民健康保険事業

予算の総額は歳入歳出それぞれ四十四億七千万円となっています。

全員賛成で可決しました。

### 老人保健特別会計

歳出の主なものは、医療諸費の医療費支給費において、扶助費五千二百万円が高額医療費の払戻しのため増額補正され、歳入の主なものは、支払基金交付金として医療費交付金三千三百四十万円、国庫負担金の医療費負担金、一千二百三十万円、県負担金三百万円、一般会計からの繰入金三百万円の増額補正が主なもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ六十一億六千三百四十万円となっています。

高額医療費は、四月から八月まで、延べ三千六百三十二件、金額にして四千四百七十万円がすでに支出され、不足が生じることから補正されるものです。

全員賛成で可決しました。

介護保険事業特別会計

歳出の主なものは、基金積立金の介護給付費準備基金積立金四百十百万円の増額補正がなされ、歳入の主なものは、国庫負担金の介護給付費負担金一千九百八十百万円、国庫補助金一千六百万円、支払基金交付金五百六十百万円、繰越金七百六十百万円の増額補正、一般会計繰入金四百二十百万円の減額補正が主なもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ二十四億五百万円となっています。

全員賛成で可決しました。

建設水道委員会

一般会計

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整が行われています。

土木費の道路橋りょう費では、市内各所の道路維持補修・草刈り委託や、外扇・通谷線道路改良工事ほか五件の改良・舗装工事および中ノ谷二号線道路改良工事に伴う用地購入費等が追加計上されています。

都市計画費の公園費では、福岡県緊急地域雇用創出事業として市内都市公園およ

び児童公園の遊具の設置・樹木剪定工事費用が追加計上されています。

住宅費では、中鶴市営住宅の修繕料、土手の内市営住宅建て替えに伴う基本設計委託料や中鶴団地および岩瀬南団地の外壁が剥がれ落ちた為の補修工事・屋根防水工事等の費用が追加計上されています。

また、債務負担行為補正として、水入・朝霧線道路改良事業に伴う用地買収費、家屋移転補償費および塘ノ内・砂山線道路改良事業に伴う用地測量費、家屋調査費が計上されています。

委員から「土手の内市営住宅建て替えの今後の計画」について質疑があり、執行部より「十六年度に実施設計をし、十七年度から十九年度にかけて建設をする予定です。なお、建設戸数については、四十戸程度を予定しています」との説明がありました。

また、委員から「筑豊電鉄土手の内駅前公衆トイレ新築工事の発注に際しては、市内登録業者も入札に参加できるように、配慮すべきではなかったのか」との意見がありました。

公共下水道事業特別会計

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整による減額と、予算の組替えによるものです。

建設費では、蓮花寺中継ポンプ場を県に移管するための用地測量業務委託費および中央四丁目と五丁目ほか下水道工事の設計業務委託料や、工事の際支障となる水道管・ガス管等の移設に伴う補償費が計上されています。

歳入歳出それぞれ五百五十七万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ十八億六千四百八十七万円とするものです。

採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。



蓮花寺中継ポンプ場

条例

その他

民生経済委員会

中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

今回の改正は、健康保険法及び老人保健法の改正に伴う長期入院患者の入院基本料の一部が保険給付から外され、その費用を患者から徴収することができる制度になったことから条例の一部を改正するものです。

具体的な内容については、重度の肢体不自由者、悪性新生物に対する腫瘍用薬使用者、日常生活の自立度の低い人工腎臓及び人工呼吸器使用者などの厚生労働大臣の定める状態にある患者以外が入院期間、百八十日を超えた場合、入院基本料の十五%が平成十六年四月から自己負担となります。

このように、長期入院患者の自己負担が特定療養費とされたことから、使用料等として徴収するため本条例の一部を改正しようとする



るものです。

この条例は、平成十六年四月一日から施行されます。

委員から「現状で想定した場合、自己負担がどのくらい増えるのか、また、そういう方は、何名入院しているのか」との質疑に対し、執行部から「一日が一千五百二十円なので、三十日間で四万五千四百五十円の負担となります。また、百八十日を超える人は、現在四名入院しているが、この方たちは、厚生大臣が定める状態にある患者なので該当者はありません」との説明がありました。

委員から「今現在、該当者がいないとはいえず、老人医療費は上がって、年金は下げられるこの状況で、一ヶ月四万五千円もの負担となる条例改正には反対である」との意見がありました。賛成多数で可決しました。

# 市政に 質問

9月9日(火)  
10日(水)の本  
会議で8名の議員  
から市政について  
一般質問があり、  
要旨を掲載してい  
ます。

なお、質問事項  
は順不同です。

- |     |   |   |    |
|-----|---|---|----|
| 佐々木 | 晴 | 一 | 議員 |
| 山本  | 貴 | 雅 | 議員 |
| 青木  | 孝 | 子 | 議員 |
| 久好  | 勝 | 利 | 議員 |
| 掛田  | る | み | 議員 |
| 下川  | 俊 | 秀 | 議員 |
| 植本  | 種 | 實 | 議員 |
| 中家  | 多 | 恵 | 議員 |

## 所得税の控除に関して

**議員** 六十五歳以上の方で、介護保険の要介護認定者は、障害者控除の対象になりません。

「障害者控除認定書」を発行するなど、周知徹底をはかるべきではないか。

**市長** 六十五歳以上の方については、所得税法施行令等の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として、福祉事務所長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とされています。

要介護認定と障害者認定の関係については、介護保険法における要介護認定については、障害や機能の状態を直接判断するというのではなく、介護保険法の目的に照らすと、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するために、介護の

手間のかかりぐあいを判断する考え方に立っています。他方、身体障害者福祉法の障害認定、身体障害者手帳の交付のための認定については、これは永続する機能障害の程度と、機能障害による日常生活活動の制限の度合いを直接判定するという点で、その判定の見方が違うわけです。



従って、障害の非常に重い障害一級という認定を受けている方でも、要介護認定では重く出ない、場合によれば自立に出るといったようなこともあり得るわけで、両方の認定制度は、その判断基準が異なっています。介護保険の要介護認定者が、障害者に準ずるということでは、障害者控除の対象になるのではなく、障害者控除対象者認定申請書に基づき、介護保険での訪問調査や、かかりつけ医の意見書等で審査検討したうえで、障害者控除対象者認定書の交付を行っていきたいと考えています。



ハピネスなかま前の点字ブロック

また、制度の周知徹底に関して、国において年末調整や、確定申告時等で周知が図られています。その後、介護保険制度が開始され、介護保険法での要介護認定者のなかで、障害者に

## 視覚障害者の安全対策について

準ずるような方が認定されれば、税法上の障害者控除の対象となることから、関係課と連携を行い、市民へ情報の提供が出来るよう検討していきたいと考えています。

**議員** ハピネスなかま前の点字ブロックは、駐車場の入口までしか設置されていません。

スロープから玄関入口まで設置することは可能か。

**新中間病院前の信号を音声信号にする考えはないか。**



新中間病院前の信号

**市長** 市道の点字ブロックは駐車場入り口まで設置されているものの、ハピネスなかまの点字ブロックとは接合されていない状態になっています。

この間、40mほどあり、視覚障害者には分かりにくく、駐車場入り口付近で立ち止まると危険でもあり改善するよう努力します。

付近には病院や高齢者施設があることから音声信号の必要性は理解できます。

しかし、音声信号は付近の住民の理解を受けたうえでないと騒音問題になる場合があるので、地元町内会を通じて同意が得られたら、県の公安委員会に要望するように取り計らいます。

市町村合併について

議員 中間市はこれまで遠賀四町と合併すると予定し、合併対策室を設置、調査研究を進めてきた。

六月議会で合併特別委員会がつくられ、遠賀四町に合併の申し入れをおこないたいという市長の意見が出され、委員会で検討することになっていったのが、一週間後には、市長は遠賀四町ではなく、北九州市との合併を進めていきたいということに急変した。

このような市長の合併についての進め方に対し、市の管理職職員は「決定経緯が市民や職員に示されず、説明責任を果たしているとは言いがたい」として市長に抗議しています。

市民に情報を知らせないまま、市長が唐突に北九州市との合併を打ち出したことは、市民無視、職員無視であるとともに、議会軽視ともいわなければなりません。

市職員の抗議に対し、市長はどのような説明をおこなったのか。

市職員と市長が一丸となって、今後、自治体の責

務、住民の福祉増進を進めていく事ができるのか。

中間市と北九州市との市町村合併について、今後どのような取り組みをおこなっていくのか。

合併をしないで中間市単独で運営していくことはできるのか、できないのか。その根拠は。

北九州市との合併がなくなったら、他の自治体との合併を考えるのか。



市長 七月三十一日に、市の管理職職員から「合併問題に関する申入書」が提出されました。

申入書の趣旨は、合併問題を進めていく基本姿勢として、拙速に強行すること

なく市民や職員に情報を十分に開示・提供していくこと、住民投票等市民の意向を的確に把握するための民主的、かつ、適正な手続きを踏んでいくこと、というものです。

八月二十日に管理職職員を集め、合併問題の結論を出す前提として、市民に対する情報提供の徹底と各地区説明会の実施により、合併の是非を含めた判断を市民が下せるところまでもつていき、その後、市民の意向を把握してから、合併の具体的協議を進めていく。

こうした手続きを踏んだ上で、民意を反映できる方法で結論を出していきたい、そしてそのためには行政が一丸となつて、合併問題に取り組んでいかななくてはならないということを通じて、理解と協力を求めました。

八月六日に市選挙管理委員会に、北九州市を相手方とする住民発議の合併協議会の設置を求める七千七百九十九名の署名が提出されています。同委員会において、審査を行った結果、有効署名者数は六千六百七十八名です。

その後、縦覧期間一週間

を経過後、北九州市長に對し、議会に付議するか否かの意見照会をすることになります。

北九州市長は、照会を受けてから九十日以内に、北九州市議会に付議するか否かを、中間市長へ回答します。

北九州市長が、議会に付議しないとなれば住民発議は、それで終了することとなります。

仮に、北九州市議会に付議するという回答があった場合、両市長は六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について、議会に付議し審議を行うこととなります。

今後、合併問題については「合併促進調査特別委員会」で審議をお願いいたしますので、その意向を十分尊重し、相談しながら進めていきたいと考えています。

また、住民への情報提供については、今後も、合併特集号の各戸配布及び出前講座による意見交換等実施したいと考えています。

本市では、公共下水道会計への繰り出しや公債費の償還額などで、ここ三カ年間が財政的に最も苦しく、また、その後の年度にお

いても大量の退職者を迎えるなど、退職基金の取り崩しに頼らざるを得ないことは報告してきたとおりです。

十五年度から二十二年度までは、退職積立金を中心に、基金の取り崩しを行って財源の補填を続けることにより、決算は均衡を保たれますが、基金残高は現在の四十五億円から三十億円まで下がるのではと推測しています。

二十三年度からは、それまでに多くの高齢者が退職し、年齢の若返りが図られることにより、人件費が大幅に低下してくるので、基金の取り崩しは無くなり、回復する状況になるのではと見込まれています。

私が提起した合併問題については、十七年三月までの合併特例法の期限があり、また、この合併問題を通しての行政の効率化を求めなければ、地方分権時代にふさわしい街づくりが出来ないのではと感じたからです。

北九州市との合併がなくなつたら、他の自治体との合併を考えるかについても、「合併促進調査特別委員会」の場において議論されていくものと考えます。

### ジェンダーフリーについて

**議員** 六月議会にて、男女共同参画社会の推進とは、ジェンダーフリー社会の推進のことを意味する。と説明したが。

小中学校において今後、ジェンダーフリー教育に対してどう対処するつもりか。

男女混合名簿を、そのまま容認するつもりか。

**市長** ジェンダーフリー社会とは、「男のくせに」とか「女のくせに」、また、「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別によって役割を押し付ける社会に対し、この固定的、性の役割分担意識をなくそうと言う



内閣府男女共同参画局の資料より

のがジェンダーフリー社会の形成と言われています。本市も、本年度中に男女共同参画プランを策定することとしており、ジェンダーフリー思想は、男女共同参画社会にとっては基本的な思想であり、男女共同参画社会の確立は、まさにこの固定的概念の解消なくして、実現は出来ないと考えています。

**教育長** 男女共同参画社会は、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指したものであり、男らしさ、女らしさを全面否定するジェンダーフリー



教育とは、区別すべきものと捉えています。小中学校においては、憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等について、異性の特性や違いをきちんと受け止め、相手の人格を尊ぶ姿勢を学校教育全体の中で指導しています。混合名簿については、福岡県男女共同参画計画では、児童生徒の出席簿については、混合名簿を基本とするとしており、何ら問題ないと考えています。

### 合併について

**議員** 市長は「北九州市と合併したい」と表明した。それは、いかなる理念に基づいたものか。  
**市長** 「北九州市と合併したい」との思いを述べたのは、六月の合併促進調査特別委員会のなかで、また、議会終了後の全員協議会で話をしました。

その骨子ですが、一つには、一昨年四月に、中間市合併検討特別委員会で合併に向けては、遠賀四町をパートナーとの基本方針が示され、遠賀四町に足を運び、四町に対する思いを伝えま

したが、四町は、以前より四町での枠組みで合併の議論を行っている中で、中間市がその中に入るのには難しい状況でありました。二つには、四町との関係がこわいつた中で、残された選択肢としては、「単独か」、「北九州市との合併か」という問題です。

単独となると、今後も、より一層厳しい財政運営を強いられることとなり、ますます行財政運営の効率化を進めていかなければならないと考えています。北九州市との合併については、北九州市の同意が必要ですが、そのためには、中間市民の意思がもっとも尊重されるべきであり、その上で条件が整えば、前向きに検討したいと思っています。

**市議会を 傍聴 しましょう**  
12月定例会は、11月28日から12月19日まで開催されています。  
日程は中間市のホームページにも掲載しています。  
<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>  
問合せ  
**中間市議会事務局**  
☎(246)6220

緊急財政三カ年財政健全化計画について

議員 緊急財政健全化推進委員会で、見直しを要した項目の経過と改善内容について。

市税滞納者に対する徴収強化の取り組みについて。市長 今回の財政健全化計画は、歳入確保に向けた取り組みとして、市税収入の確保を最優先課題とし、税の徴収強化の取り組みを掲げています。

税以外では、保育料、市営住宅、住宅新築貸付金、市有地貸付料などの滞納者に対する徴収強化を掲げています。

また、保育料や市有地貸付料等について、他市と比較して低い料金ものについては、改定も含め見直しを検討しています。



一方、歳出削減に向けた取り組みとして、人件費の抑制や内部管理的経費の徹底した削減、補助金負担金、分担金の見直しなどを掲げています。

まず、人件費の取り組みとしては、市長助役等四役の報酬カット、部課長などの管理職手当を二%から一%の率でカットしています。

さらに、全職員については調整手当の見直しや、本年度の夏期一時金についても〇・一カ月分のカットを行うなど、今回の九月補正予算で人件費の減額を計上しています。

また、補助金、負担金、分担金の見直しでは、補助金を市民の福祉の向上や生活の向上に資する事業に対して、経費の一部を補助する「事業費補助金」と、団体の維持活動に充てる「団体運営費補助金」とに分け、「事業費補助金」については、

「事業費評価対象事業として総合評価に基づいた取り組みを行うとともに、「団体運営費補助金」についても見直しを検討することとしています。

現時点の市税滞納額は、

約八億七千三百万円です。

この滞納額の減少を図るべく、十五年四月より滞納整理対策室を立上げ、徴収強化に取り組む体制づくりを行いました。

滞納整理対策室には、臨戸徴収及び夜間徴収を専門とする徴収嘱託職員を新たに二名配属し、臨戸徴収及び月十日の夜間徴収を実施し、現年課税分の徴収率の向上、滞納税額の徴収増に努めています。

次に、実施計画における市税歳入見込みの目標については、十三年度歳入実績を基準に設定しています。

具体的には、個人市民税は、十七年度からの配偶者特別控除の廃止により、六千万円の増収も見込んだところで一%とする。

法人市民税は〇・五%、固定資産税は第三セクター納付も見込んで一・六八%、軽自動車税は一%、市タバコ税は本年七月の税率引き上げに伴う増収を十五年度で二千万円、十六年度以降は三千万円としています。

また、都市計画税については、固定資産税同様の理由により、三・七六%の上昇見込みです。

以上のことから、市税の現年度課税分全体の徴収率アップを一・七六%に設定したものです。

次に、三年間の目標設定額を、二億五千五百万円に設定した理由についてお答えします。

現年課税分は、固定資産税・都市計画税における評価替え、個人住民税の個人所得の低迷や税制改正の動向、タバコ税の税率の引き上げ等の変動要因を考慮しながら各税目ごとの調定額を算出し、更に徴収率を勘案して歳入見込みを決定することになります。

従って、先に目標設定が可能な事項は、現年課税分においては目標徴収率です。

また、滞納繰越分については、滞納処分を強化しては、滞納処分を強化しては、その効果が現れるのは三、四年先になるので、滞納繰越分の徴収の現状からしても、その目標は徴収総額としたほうが明確なので、総額で二億五千五百万円としたものです。

情報公開について

議員 以前、コピー代を十円、公開手数料は〇円とす



るよう質問し、「前向きに検討します」と答弁があった。その後どうなったか。

市長 昨年十一月に情報公開審査会に対し、情報公開制度の見直しについて諮問し、先月の二十日に答申書が提出されました。

条例適用前文書の公開について、外郭団体の情報公開について等、いずれも、市民がより広く情報の開示を受けられるよう制度の改善を提言するものです。

閲覧手数料等の見直しについても、市民の知る権利を保障し、市政への市民参加を促進するためにも、閲覧手数料を無料とすることが、望ましいとの答申がありました。

今後、この内容を情報公開検討委員会で精査して、次回の定例会に情報公開条例の改正について、議員に諮りたいと考えています。



**市町村合併について**

**議員** 急に合併相手を先を遠賀四町から北九州市に方向転換したのか、しかも、合併促進調査特別委員会に託される事なく、市長独自の判断でその方向性を発表したのか。

合併に対して今後、市民への意思確認の方法として、住民投票をするのか、或いはアンケートを実施する予定なのか。実施するならば、いつ、どのような方法で実施するのか。

今の進捗状況で合併特例法の期限内に合符なのか。

**市長** 一つは、一昨年四月に特別委員会を議会と執行部で作らせて戴き、その中で遠賀四町を、パートナーと想定とするとの基本方針が決定され、四町に思いを伝えましたが、四町は任意協議会を設置するなど、合併の議論を行っている中で、中間市がその中に入るのには難しい状況でした。

一つには、四町との関係がこうだった中で、残され選択肢としては「単独か」、「北九州市との合併か」という問題です。

単独となると、市の人口についても十年後、二十年後は大幅に減っていくものと予測され、生産人口も減少することが考えられます。

これを行政サイドでみたら、税金を負担する人が少なくなり、医療・福祉・保険サービスを受ける人が増えることとなります。

北九州市との合併については、北九州市の同意が必須です。

市民の熱意を示せば北九州市も理解を示してくれるのではないかと、逆にこの機会を除けば、今後はさらに難しくなるのではないかと、この理由により相手方を北九州市という思いを述べたものです。

住民投票等の時期や実施方法については、合併促進調査特別委員会で議論をして頂きたいと考えています。

法定協議会設置から合併まで、通常二十二ヶ月必要とされています。

要は、法定協議会の場に

おいて合併に係る協議項目の議論を、どれだけ早められるかが、ポイントになるかと考えます。

**子供の読書活動推進について**

**議員** 子どもの読書活動基本計画が策定され、子どもたちの読書活動の為の環境整備が求められている。

本市の市立図書館および学校図書館における司書の配置、蔵書の整備の現状は。

また、地域や学校での子どもの読書活動推進のための取り組みについて。



市立図書館の蔵書

**教育長** 市民図書館では八名の職員が勤務しています。

司書資格を有している職員は、専任職員三名の内一

名、臨時職員五名の内二名を配置しています。

また、図書館の蔵書総数は、十一万七千冊です。そのうち児童書は二万九千冊です。

読書活動推進のための学校に対する取り組みとしては、昨年十一月にインターネットが導入されたことにより、学校現場から蔵書の検索及び予約ができるようになりました。

このことから、小中学校のインターネットによる団体貸出の予約受付サービスを実施しています。

さらに、市内の各幼稚園や保育所、学童保育所などに対し、配本車による絵本の団体貸し出しを行っています。

図書館の取り組みとしては、子ども読書の日、夏休みみふれあい図書館まつり、コミュニケーション文化祭、などで読み聞かせ会を実施しています。

こうした事業と関連して、乳幼児が絵本に興味を持つことの重要性を考慮して、一才六ヶ月健診の際に乳幼児に絵本をプレゼントして、親が子どもに読み聞かせをするブックスタート事業な

ども実施し、子どもの読書活動の推進に努めています。

学校図書館については、市内小中学校では司書教諭を一名、図書事務員を一名配置しています。

今年度は図書購入費十校合計で、八百万円の予算措置を行い、児童生徒数により配分しています。

市内各学校の蔵書数は、小学校で一校平均約六千八百冊、中学校で約九千四百冊です。

また、専任の図書事務員を雇い入れ、司書教諭の補助や図書の整理・貸出業務を行うなど、他市町にない読書支援を行っています。

また、学校での子どもの読書活動推進のため、市内各小学校では、音読を積極的に取り入れた国語の学習指導を行っています。

また、保護者や読書ボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ活動を行ったり、朝の全校読書などを行ったりしています。

中学校では、全校で朝の読書活動を行ったり、学級文庫の整備・活用推進等に努めたり、子ども達の読書活動の充実に向けて努力しています。

青少年健全育成について

議員 青少年の犯罪が低年齢化し、増加傾向にある今日、市においても深刻な問題です。

その対策として、市が実施している内容は、

ジェンダーフリー思想に色づけされた、行き過ぎた性教育が全国のおちこちで報告されている。

今後の小中学校における性教育の方針は、

青少年を守るために、十八歳未満の女子児童に対する、成人による性的関係を処罰する淫行処罰条例を作るべきでは。

市長 非行防止対策を強化するため、四月に生涯学習課の少年相談センターを、明るい街づくり課の家庭相談係と統合し、情報の一元化と相談支援機能の強化をはかっています。

また、教育委員会と学校との情報交換による指導方針の確認や、民生児童委員から地域の情報を収集し、協力体制を固めています。

さらに、市町村虐待ネットワークとして「中間市はばたけ子ども・ネットワーク」を組織して、子どもの

人権を守り、健全育成のために協力体制を整えています。

一方では、月二回の街頭補導と、月一回少年を守る日を設定して街頭広報と巡回補導、さらに、市の三大祭り等に特別補導を行っています。

政府から本年七月に青少年健全育成基本法案の骨子が示され、青少年を保護しようとする動きになっています。



また、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が改正され、規制された行為を行った場合は、処罰の対象になります。

一方では、県青少年健全育成条例に、淫行又はわいせつな行為等の禁止を罰則付で規定しています。

よって、市条例で処罰規定を設ける必要性は無いと考えています。

教育長 教育委員会では、学習指導要領にのっとり、小・中学校で、保健体育、道徳、特別活動等学校教育全体の中で異性や性に関する指導を推進しています。

緊急財政再建三カ年計画について

議員 中間市は十五年度、十七年度の三カ年を「緊急財政再建」計画と位置づけているが、進捗状況は。

市長 今まで経費削減を主体とした財政計画を、歳入を中心とした考え方に改め、その目標を達成するため数値目標を新たに定めたことが今回の特徴であり、税を初めとして、その他の収入など、各項目の徴収率向上を最大の目標としています。

徴収率の向上においては、市税の徴収強化策として、本年四月から徴収の特別チームを編成し、常時徴収ができる体制を構築し、その

効果もあがってきています。

その他、保育料の徴収方法についての改善策として、職員に徴収吏員証を発行し、送迎時の対面徴収を行ったり、市営住宅の使用料についても、特別に職員を配置し、臨戸徴収や電話及び文書による催告や所得の見直し等、さらに徴収効果が向上するように努めます。

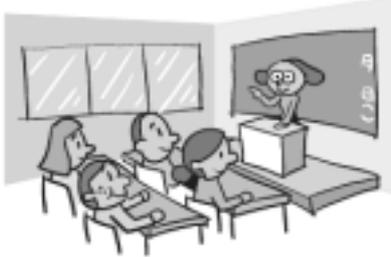
また、市有地の貸付料に定めていくこと、さらに不活用の市有財産の処分や有効活用など、具体的な議論を行っています。

空き教室について

議員 他市では空き教室の活用が積極的になされているが、市の空き教室はどのようになっているのか。

教育長 余裕教室の活用にあたり、第一義的に学校教育本来の目的が阻害されることのないよう行う必要があると考えます。学習スペース・生活交流スペース・準備スペース・管理スペース等の専門教室として活用しています。

他にも、各学校が児童生徒の発達段階や学習の理解



度等にに応じて行う少人数授業やチーム・ティーチングのために一クラスを二分割、三分割するような授業形態をとっており、多くの教室を必要としています。

また、市内の学校を見た場合、ほとんどの学校が、一階部分に職員室、保健室、会議室、給食調理室等が配置され、管理棟として建設されており、一階部分を地域住民に開放することは難しい状況です。

市内の各学校は築後三十年を経過し、近年建設されているような学校とは構造上大きな違いがあり、地域に学校施設、特に校舎を開放する場合、改築・改装を必要とします。

交番、駐在所の統廃合を受けて

議員 福岡県警は組織改革を行い、交番、駐在所の統廃合を行った。中間市の場合はどうなったか。そして、どうしたか。

「地域の安全と非行防止」は、「明るい街づくり課」の大きな仕事とされています。どのように対処しているか。



旧垣生駐在所

市長 本年四月に折尾警察署長が来庁され、警察機構の再編成の方針の説明を受けました。

それによると、近年、事件・事故が急増しているなか、警察官の退職者が増加して、交番が手薄になった

り、パトロールが不十分になるなど、その結果、街頭犯罪の増加や検挙率の低下を招いているので、交番の大型化をはかる方向で再編成する方針になった。

中間市では、岩瀬と垣生の駐在所を廃止し、中間交番の常駐人員を増員して、パトカーを一台増車するという内容でした。

市の同意等の手続きも必要無く、地元説明等も警察が行うとのことでした。

市も青少年の健全育成のため、計画作りに取り組む必要がある、国、県の動向に合わせて実施します。

地域の安全対策ですが、市は町内会を単位にして防犯協会を組織しています。

この防犯協会の活動を活性化することが重要と考えています。

そのために、中間市防犯協会の活動方針に、今年度からモデル地区を指定し、活動助成をするようにしています。

第三セクターの固定資産税滞納について

議員 「株西日本医療福祉総合センター」は、資本金



精神障害者地域生活支援センター

十四億六千万円のうち中間市が二・七四％(四千万円)を出資する第三セクターですが、

固定資産税の長期滞納で昨年九月議会の答弁では一億六千四百三十九万円となっているが、その後どのように対処、処理したのか。

多額の金額で市は部屋を借りているが、今日までいくらか払ったのか。一部で「救済措置」ではないかとの指摘もあるが、今後引き続き借りるのか。

一方、松ヶ岡の市の施設は無償で貸与していると聞いているが。

市長 本年三月まで二、約千四百四十八万円が納付され、十四年度末における

滞納総額は、一億二千八百七十万円となっており、これを、十五年度から毎年千四百三十万円を納付し、九年度で解消するようにしています。

納付方法は、毎月、約百二十万円を月末までに納めることとし、四月以降確実に履行されています。

また、今後の現年課税分については、年四回の指定納期限までに支払うこととし、すでに二期分まで納付済みです。

ウエルパークヒルズ北棟の一階部分を、十三年四月から借り受け、重症心身障害、ダウン症、自閉症等の療育を要する幼児のための、療育支援事業として「親子ひろばリンク」を開設しています

借り上げ料については、十三年度と十四年度は、二千二百万円支払っており、十五年度は二千八十九万円で賃貸契約を行っています。

また、十五年四月から同施設の二階部分を新しく借り上げ精神障害者地域生活支援センター活動をしています。

十五年度分の借り上げ料は、一千九百十八万円で契

約を行っています。以上二箇所の借り上げは、支援策の一環として実施しています。

今後の借り上げについては、利用者の動向や、県の許認可等を勘案して、決めたいと考えています。

松ヶ岡デイサービスセンターは、売払い、出資の目的等が禁止された行政財産であり、また、行政財産の使用許可の範囲で、その行政目的を達成するための公設民営として、デイサービス事業の運営を業者に行わせているところから、この施設の使用については無償で提供しているものです。



松ヶ岡デイサービスセンター



**暴力追放問題について**

**議員** 暴力団員による殺傷事件や爆破事件が多発している。市長は市民が安心して暮らせるよう、「暴力追放都市宣言」の趣旨にそって、警察など関係機関と連携し、暴力団事務所への撤去にむけて、対策を講じるべきでは。

警察庁と日本弁護士連合会が今年一、二月に都道府県・市を対象に不当な要求や暴力などの被害について実施したアンケート調査では、三十一%の自治体が「不当要求を受けた」と回答している。  
暴力団の公共工事への不当介入対策について。

**市長** 一刻も早く暴力団組事務所がなくなることを願っていますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる「暴対法」は暴力団組事務所存在そのものを規制していないだけに苦慮しています。

今後とも警察など関係機関と協力して粘り強く取り組んでいく考えです。

指摘のアンケートは昨年十一月に関係する部署を調査の上、該当するような不当な介入を受けた事実はないと報告をしています。

また、不当な介入を受けた場合の対応については、「職員への不正な働きかけ等に対する組織的対応に関する規程」に基づいて、組織的に対処する体制にある旨を報告しています。

さらに、十五年四月から「中間市職員倫理条例」が施行され、不当な介入や圧力に屈することなく組織的に対処して、公正かつ民主的な市政の運営にあたるよう努めています。

**国保税に関して**

**議員** 前年度に比べ、著しく所得が減少した場合に活用できる減免基準を設けているところでは、納税意識が向上し滞納が減っている。減免基準を設けるべきではないか。

滞納にかかわる資格証明書発行は、どのようにしているのか。

**市長** 納税者の所得の変動による減免基準を設けて、申請した特定の方に減免することは、納税者間に不公平感を抱かせるものです。

国保税は、住民税と同様に前年所得課税主義であることから、失業などにより著しく所得が減少し、納期限内の納付が困難な場合は、徴収猶予、納税延長や分割納付など納税者の個々の事情を聞き、税務課の窓口で対応しています。

国民健康保険事業は、三



億六千万円の累積赤字をかかえ、低所得者に対しては、六割・四割の軽減の制度があることから、減免基準を設けることは困難であると考えています。

資格証明書の発行は、特別な事情もなく、保険税の納期限から一年間が経過する間滞納している者、又納税相談に一向に応じようとしない者等であり、発行するにあたっては、まず「国民健康保険税納付のお願い」を送付し、引き続き納税を促すとともに、滞納に係る特別事情の申立書の提出を求めます。

このお願いにもかかわらず、納税相談及び指導に

「被保険者証の返還並びに弁明の機会」として、予定される不利益処分内容及び根拠法令と弁明の付与について通知します。

この通知によってもなお弁明書が期限まで提出されない場合は、資格証明書を交付することになります。

**市議会会議録は**

**閲覧ができます!!**

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

九月議会の会議録は、十二月初旬から市民図書館及び中間市のホームページで閲覧することができます。

なお、ホームページには、平成十四年第一回定例会以降の会議録を掲載しています。